



クラブの未来を共に支える

特定非営利活動法人

かながわクラブ

NPO 会員を募集します

1979年にサッカークラブとして発足したかながわクラブは、1999年にNPO法人化し、皆様に支えられながらこの地域で長年に渡りスポーツの普及に関する事業を行い、スポーツの振興および子どもの健全育成に取り組んでまいりました。

今後のクラブ経営をさらに自立化・安定化し、これらの活動を継続・発展させるため、NPOかながわクラブに思いを寄せてくれるOBや現クラブ員の皆様に向けて、クラブの未来を支えてくれるNPO会員を募集いたします。



特定非営利活動法人かながわクラブ TEL : 045-633-4567



●特定非営利活動法人かながわクラブの生い立ち

ヨーロッパでは、100年以上の歴史を持つスポーツクラブがそれぞれの地域にあり、サッカー・水泳・テニス・バレーボールなど、多くの種目を楽しむための施設を備え、子供から大人まで、年代別に、プロ・アマを問わず、自分の好きなスポーツを楽しむことができます。

クラブハウスでは、会員たちがお茶（お酒も）を飲み、食事をしながら楽しく語り合います。他の地域のチームとの試合には、町中の人々が応援に駆けつけます。親子3代に渡って同じクラブに所属してスポーツを楽しむことは珍しいことではありません。このように、スポーツが生活の一部となっている環境では豊かなスポーツ文化が育まれていきます。

かながわクラブは、多世代・多種目のスポーツを楽しむばかりでなく、地域コミュニティーとして機能するクラブにしたい、との思いから、1979年のサッカークラブ発足当初から、クラブ名にはあえてサッカー、フットボールという言葉を入れませんでした。

かながわクラブは、ご家族で参加できるスポーツ活動の機会を提供するばかりでなく、スポーツを観て楽しむ、そして、スポーツを楽しむ人たちを支える環境を提供し、人材を育成することにより、スポーツによる地域貢献を目指してきました。これまで、Jリーグや海外のリーグ、そして日本代表としてプレーするレベルに達した選手も輩出してきましたが、ほとんどのクラブ員はその後の様々な環境の中で、大人として、社会人として、一家の柱として、家族を支え、職場にあっては責任ある職務に勤め、あるいは、地域にあつては地域の方々と協力し合い、楽しく、明るく活動しています。

●社会公益性を追求

かながわクラブは、その理念をもとに、その活動に責任をもって、さらなる社会公益性を追求するために、1999年にNPO法人資格を取得し、特定非営利活動法人かながわクラブとなりました。

以来、スポーツを通して、個性ある自立した人間として自ら成長できる環境を提供し、サッカークラブ部門を中心に、ヨガ、カヌーなど、多世代、多種目の総合型スポーツクラブとして活動し、サッカー界はもちろん、様々な分野にたくさんの人材を輩出してきています。

かながわクラブで受けた刺激を、勉強や仕事でのエネルギーに転換させる。壮年期を迎えて体力維持と健康管理のために仲間たちと楽しい週末を過ごす。家族でトップチームの応援に行く等、スポーツとの出会いからその人の活力あるライフスタイル形成に深く関わりたいと思っています。

●100年先にも魅力あるクラブとして

かながわクラブは、これまで、スポーツ振興くじ (toto) 助成事業、文部科学省地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト事業の助成を受け、様々な環境提供と人材確保を行ってきましたが、今年度から、助成金に頼らないクラブ経営の自立化と安定化に向けて大きく舵を切りました。しかし、これまでの環境と人材を維持しながらの転換には、生みの苦しみを伴います。

何としても乗り越え、10年、20年、、、100年先にも魅力あるクラブとして永続させるために、この度、NPO会員として、クラブ運営を支えていただける方を募集いたします。皆様のご理解、ご協力、ご支援を心よりお願いいたします。

特定非営利活動法人かながわクラブのあゆみ

年	出来事
1979年	かながわクラブ発足
1999年 3月	任意団体かながわクラブ総会において、法人化が承認され、設立準備委員会を設置
1999年 11月	登記 特定非営利活動法人かながわクラブ誕生 ※サッカークラブとしては全国初、スポーツNPOとしては全国で2番目にNPO法人化
2002年	スポーツ振興くじ (toto) 助成金交付決定（～2014年）
2003年	平成14年度神奈川県体育功労者として表彰
2006年	横浜市より「よこはま夢ファンD」登録団体として認定
2008年	文部科学大臣より「生涯スポーツ優良団体」として表彰
2011年	文部科学省「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」事業受託（～2013年）



NPO 会員募集の目的

現在当法人は、経営の自立化と安定化を目指し、今まで長く様々な助成金に依存してきた体質を改善する選択をし大きな転換期を迎えております。その結果、特に今年度は昨年度まで受けてきた年間 2,000 万円規模の予算のうち約 300 万円を占めていた助成金がなくなり、今までの活動を維持するのも困難な状況です。

この状況を乗り越え、経営の自立化と安定化を実現するため、活動を支援して下さる NPO 会員を募集します。

NPO 会員の種別

当法人の NPO 会員は正会員と賛助会員の 2 種となります。

詳しくは、4 ページの定款をご確認ください。

【正会員】

この法人の目的に賛同して入会した個人。

※正会員は、次に掲げる条件を備える必要があります。

(1) サッカー又はスポーツに対する識見と子どもの健全育成に対する情熱を有するものであること。

(2) この法人の活動に積極的に参加する強い意志を有するものであること。

年会費：5,000 円 ※平成 27 年 9 月 1 日から 3 月 31 日までの正会員の入会者の年会費は 2,500 円

【賛助会員】

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援する個人及び団体。

年会費：10,000 円

入会方法

① 必要事項（会員種別、氏名、住所、メールアドレス、電話番号）を以下のいずれかの方法で特定非営利活動法人かながわクラブ事務局までお知らせください。

※個人情報 は NPO かながわクラブの活動のために必要な範囲においてのみ利用します。

・ NPO 会員入会申し込み用紙を特定非営利活動法人かながわクラブ事務局までお渡しください。

・ メール、FAX、電話にてお知らせください。

② お申し込みいただいた方あてに必要な書類を送付いたします。

③ 初回の会費を納付し、必要書類をご返送ください。

④ 会費の納付および必要書類の到着確認をもって入会が完了いたします。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人かながわクラブ

〒 221-0076 横浜市神奈川区白幡町 2-11

TEL : 045-633-4567 FAX : 045-633-4577 MAIL : info@kanagawaclub.com

OFFICIAL SITE : <http://www.kanagawaclub.com>

かながわクラブ

検索

----- NPO 会員入会申し込み用紙 -----

氏名 : _____ 会員種別 : 正会員 賛助会員

住所 : 〒 _____

メールアドレス : _____ @ _____

電話番号 : _____ - _____ - _____

特定非営利活動法人かながわクラブ定款（抜粋）

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) サッカー又はスポーツに対する識見と子どもの健全育成に対する情熱を有するものであること。

(2) この法人の活動に積極的に参加する強い意志を有するものであること。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 会員が死亡又は消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面等による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

定款全文は以下の URL よりご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、クラブ事務局までお問い合わせください。

<http://www.kanagawaclub.com/soumu/teikan.pdf>